

岐阜県燃料電池自動車導入事業費補助金 募集のご案内

補助事業の概要

1. 対象事業 初めて道路運送車両法の規定により自動車登録ファイルに登録を受ける燃料電池自動車(FCV)を導入する事業で、一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」という)の補助金の交付を受けている事業

2. 対象者 補助金の交付を申請する日の1年前から県内に本社又は事業所を有する企業又は団体のうち、自社での利用を目的としてFCVを購入する事業者、リース契約その他知事がリース契約と同等の契約として認めた者で、他の事業者に貸し出すことを目的としてFCVを購入するリース事業者

3. 補助金の概要

補助要件	補助金の額
センターの補助金の交付を受けている事業 県税の全税目に未納がないこと	276千円

※詳細は、下記アドレス内の「補助金交付要綱」、「実施の手引き」よりご確認ください。

4. 募集期間 令和4年5月17日(火)～令和5年2月28日(火) 17時15分までに書類必着

5. 申込方法 申請書類一式(第1号様式およびその他添付書類)を、裏面に記載の申請書提出先へ持参または郵送してください。

※ 郵送の場合は書留又は簡易書留で提出願います。

※ 提出いただいた書類は返却できません。

【申請書類様式(Word)ダウンロード】

・商工・エネルギー政策課ホームページ内

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/222528.html>

※「補助金交付要綱」や「実施の手引き」なども同ホームページ内よりご覧ください。

6. 支払までの流れ 裏面をご覧ください。

7. その他 提出期限後の書類の変更、差し替え又は再提出は認めません。ただし、軽微なものは除きます。

申請から補助金の支払までの流れ

詳細は、商工・エネルギー政策課ホームページ内以下のページをご確認ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/222528.html>

① 提出書類(申請者)

名前	数量
1. 補助金交付申請書(補助金交付要綱 第1号様式)	各1部*
2. センター補助金の交付決定通知書兼額の確定通知書の写し	
3. 岐阜県納税証明書(県税事務所発行)(原本) ※全税目に未納の徴収金がないこと	
4. 商業登記簿の全部事項証明書 (履歴事項証明書又は現在事項証明書)(原本)	
5. その他参考となる書類	

※複数台について申請される場合、2. センター補助金の交付決定通知書兼額の確定通知書の写しは、申請台数に応じた部数を提出してください。

② 交付決定(岐阜県)

・書類の受付順に申請内容を県で審査し、予算額の範囲内で交付決定します。(補助金交付要綱 第2号様式)

③ 補助金の請求(申請者)

・補助金請求書(補助金交付要綱 第3号様式)を提出していただきます。

④ 補助金の支払い

・指定された振込先(補助金交付要綱 第1号様式に記載された振込先)に支払います。

【問合せ先・申請書提出先】

岐阜県 商工労働部 商工・エネルギー政策課 エネルギー係

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 県庁 10 階

電子メールアドレス: c11351@pref.gifu.lg.jp

※当補助金に関するお問合せは、原則、上記アドレスへの電子メールでの問合せのみ受け付け、電子メールで回答させていただきます。回答の返信までに、お時間をいただくことがありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。